

社会福祉法人豊の里 一般事業主行動計画

若年層の福祉従事者を育成しながら、女性職員のキャリアアップや 男女を問わず職員が仕事と生活の調和を図り 働きやすい雇用環境の整備を行うため 次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 令和4年4月1日 ～ 令和7年3月31日までの 3年間

2. 内容

<<次世代育成支援対策推進法>>

目標1：若年者に対するインターンシップ等の就業機会を 年に1回以上提供し、トライアル雇用などを活用し、雇入れを推進する。

<対策> ●令和4年4月～ インターンシップ内容を協議、検討する。
●令和4年5月～ ホームページや求人ツールを活用して周知し、
年に1回以上 インターンシップを実施する。

目標2：不妊治療を受けやすい環境整備のやめに、勤務時間や休暇制度などについての検討、制度の導入を行う。

<対策> ●令和4年4月～ 勤務時間や休暇制度の内容を協議、検討する。
●令和4年10月～ 制度を導入する。
●令和4年11月～ 社内LANへの掲示等により周知する。

<<女性活躍推進法>>

目標3：管理者候補者の女性職員に キャリア研修を実施・育成し、1人以上管理職へ登用する。

<対策> ●令和4年4月～ 管理者候補の女性職員を選出する。
●令和4年5月～ キャリア研修を実施する。
●令和4年6月～ 1人以上 管理職登用する。

目標4：仕事と家庭の両立を支援するために、事務職以外の在宅勤務を行う職員を1人以上 とする。

<対策> ●令和4年8月～ ニーズ調査をする。
●令和4年10月～ 在宅勤務を試行する場合の問題点や対策を検討する。
●令和4年12月～ 在宅勤務1人以上 実行する。

【女性の活躍の現状に関する情報公表】

◎有給休暇取得率 55.8% (令和4年2月28日現在)

◎管理職に占める女性労働者の割合 45% (令和4年4月1日現在)